

日本における子の連れ去りに関する欧州議会決議

令和2年7月9日
外務省欧州局政策課

7月8日(現地時間)、欧州議会本会議(於:ブリュッセル)において、日本における子の連れ去りに関する決議が賛成686、反対1、棄権8で採択された。この決議の主な概要は以下のとおり。

1 前文

- (1) 日本のハーグ条約の下での子の送還にかかる司法判決の執行率が低いこと、また、面会交流の権利執行の可能性の欠如によりEU籍の親の日本居住の子女との意味ある関係の維持が妨げられていることに対し懸念を表す。
- (2) EU市民の親と日本市民の親の場合の、片親による子の連れ去りの未解決案件数の多さを憂慮する。

2 本文

- (1) 日本が子の連れ去り案件に対し国際規約を遵守していないと遺憾を示すとともに、ハーグ条約の下で子の送還が効果的に執行されるように国内法制度を改正するよう促す。
- (2) 日本当局に対し、子の連れ去りにより残された親の面会交流に関する司法判決の着実な執行を促す。
- (3) EU加盟国に対し、各国市民に対する第三国における子の連れ去りのリスクに関する情報提供を勧告する。
- (4) ボレルEU上級代表兼欧州委員会副委員長に対し、日EU・SPAの下での今後の日・EU間の協議の場における本件問題の提起を求める。
- (5) 日本当局に対し、関連の民事・刑事の国内法令の適用を要請する。
- (6) 日本当局に対し、残された親の子女との連絡維持の支援を含むハーグ条約第6条及び第7条の義務の履行を催促する。
- (7) 日本当局に対し、共同親権の可能性に向けた国内法令改正を促すとともに、自らが批准した児童の権利条約へのコミットメントを守ることを求める。
- (8) 日本当局に対し、裁判所により許諾された親の子どもに対する面会交流の権利の実現確保に向けたEU側との協力強化を要請する。
- (9) EU加盟国に対し、各国の外務省・在京大使館のウェブサイトにて、子の連れ去りのリスク及び日本当局の姿勢について喚起することを求める。
- (10) EU加盟国に対し、日本との二国間・多国間会合等の様々な機会に本件を提起することを求める。
- (11) 欧州議会議長に同決議を欧州理事会、欧州委員会、EU加盟国及び日本の政府、議会に本件を伝達するよう要請する。

(了)

記者会見概要

【7月10日 茂木外務大臣記者会見】

(問) 欧州議会で、日本の親による子の連れ去りに関する決議が採択されたが、日本政府の受け止めいかん。極めて深刻な問題であり、対日イメージが徐々に悪化していると感じる。具体的な動きいかん。

(答) 欧州議会で決議が採択されたことは承知している。ハーグ条約の対象となる事案か、そうでないかで分けて考える必要がある。

日本政府は、ハーグ条約の対象とならない日本国内の事案については、他の国もそうだと思うが、国内法制度に基づき、国籍による区別なく公平かつ公正に対応している。

ハーグ条約の対象となる事案については、同条約に基づき、EU加盟各国の中央当局との協力を通じ、一貫して適切に対応してきている。決議にある国際規約を遵守していないとの指摘は全く当たらない。

(7月10日に森法務大臣の記者会見においても、同旨の質問あり。)

【7月14日 茂木外務大臣記者会見】

(問) ハーグ条約の対象となる事案の運用について、日本側は「一貫して適切に対応している」と主張しているが、EUは「国際ルールを遵守していない」と主張している。この認識の違いの原因は何か、またEUにどのように理解を求めていくか、大臣のお考えいかん。

(答) まず事実関係、数字等を見れば、日本の主張は明確であると思っており、ハーグ条約の対象事案について、同条約に基づいて日本へ連れ去られた子のEU加盟国への返還について、これまで26件について日本政府が援助決定を行った。日本が、EU加盟国を含む全ての間の条約締約国との間で、援助決定した案件は123件である。そのうち11件で子の返還が実現している。日本と、EU加盟国を含む全ての間の条約締約国との間の案件で、子の返還が実現しているのは43件で、四分の一は日本とEU加盟国との間でということである。

また日本政府はEUおよびEU加盟国に対して、本年4月の子の返還執行の実効性を強化した条約実施法改正を含めて我が国の取組について、これまで累次にわたり説明をしてきている。

以上の事実、客観的な事実にも関わらず、欧州議会在本決議において、どのような根拠に基づき、そのような主張をしているのか理解しかねる点が多いが、日本としてはハーグ条約の対象となる事案については、同条約に基づいて、EU加盟各国の中央当局との協議を通じて、一貫して適切に対応してきていると考えている。

(問) EUはハーグ条約の対象とならない日本国内の子の連れ去りについても早急な対応を求め、共同親権を認める法改正の必要性にも触れている。一義的に法務省の対応と認識するが、子供の利益のためどういった法制度であるべきと考えるか、大臣のお考えいかな。

(答) 法務省にて検討されている案件であり、法務省において回答される案件であると考え
る。

(7月14日に森法務大臣の記者会見においても、同旨の質問あり。)

【7月17日 茂木外務大臣記者会見】

(問) 先週可決された、日本における子どもの連れ去りに関する欧州議会決議について、前回、前々回とお答え頂いた内容を踏まえて、伺いたい。決議ではハーグ条約の対象となる事案だけでなく、日本国内のEU加盟国出身者と日本人との国際結婚間での子供連れ去り、面会の拒否についても、それが国連の児童の権利条約(CRC)に反すると問題視している。このCRCの違反について、日本側で対応がされない場合、日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)の見直しも検討するよう呼びかけている。これにつき、日本はCRCを遵守しているとお考えか。

また、今回のEU決議への対応次第では、SPAへも一部欧州議会議員が、日本側で対応がされない場合、SPAの見直しも検討するよう呼びかけている。また、本件への対応次第では、SPAへの影響も懸念されるが、外交問題としてどう対処するのか。

(答) ハーグ条約の対象とならない日本国内の事案について、児童の権利条約を誠実に遵守していると考えている。詳細については、所管している法務省にお聞き頂きたい。

いずれにしても、日本としてハーグ条約を適切に履行しており、また、児童の権利条約についても誠実に遵守していると考えている。

(問) 欧州議会の決議について、欧州議会は日本がCRCに違反した状態であると指摘しており、それについてCRCを遵守していると答える場合は法務省だけの問題ではないと思われるが、それは日本政府、官邸として了承した見解なのか。

(答) 先ほども申し上げたのは誠実に遵守しているということで、内容や運用について問題があるとお考えであれば、所管は法務省であるところ、法務省にお聞き頂きたい。